第 4 次有田川町地球温暖化対策実行計画

区域施策編・事務事業編 一体版

計画期間：令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度まで

令和 8（2026）年 10 月 6 日

有田川町

要旨

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく地方公共団体実行計画として、第 3 次計画を承継しつつ、令和 6 年 6 月 5 日の有田川町ゼロカーボンシティ宣言、令和 7 年 2 月 18 日に改定された国の地球温暖化対策計画及び政府実行計画、環境省の地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）策定・実施マニュアル（令和 8 年 3 月版）を踏まえて改定するものである。

環境省自治体排出量カルテ最新版に基づく町域 CO2 排出量は、基準年度である 2013 年度の 285.2 千 t-CO2 から、2023 年度には 223.8 千 t-CO2 となり、2013 年度比で 21.5%減少している。第 3 次計画の短期目標である 2025 年度 24.1%削減の水準との差は、2023 年度時点で約 7.3 千 t-CO2 である。

区分	基準・実績	本計画の方向
町域排出量	2023 年度 223.8 千 t-CO2、2013 年度比 21.5%減	2030 年度までに 2013 年度比 46%削減、2050 年実質ゼロ
重点部門	2023 年度構成比は産業 50.4%、運輸 29.6%	産業部門の省エネ・燃料転換、運輸部門の移動脱炭素化に重点的に取り組む
再生可能エネルギー	2024 年度 FIT/FIP 発電量 91,049.9MWh/年、対電気使用量比 69.9%	自家消費型太陽光や公共施設・事業所等での地域共生型再エネの導入を促進する
町事務事業	第 2 次計画最終年度の 2020 年度は 4,252.2t-CO2、2014 年度比 36.4%減	政府実行計画の目標水準（2030 年度 50%削減）を踏まえ、これを上回る水準として暫定的に 2014 年度比 51%削減を設定。再エネ設備、省エネ改修・ZEB、LED 化、公用車電動化等の対策と数値目標を第 10 章に整理し、取組状況を重点的に確認する

1. 計画策定の背景

有田川町は、豊かな森林、有田川流域の農地、柑橘を中心とする農業、町内外を結ぶ道路交通を有する地域である。一方で、台風、線状降水帯、猛暑など、気候変動によると考えられる影響が生活、農業、防災、健康に及んでいる。令和 6 年 6 月 5 日のゼロカーボンシティ宣言では、再生可能エネルギーの活用、省エネルギー、ごみの減量等に取り組み、地域全体で 2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを明らかにした。

国は令和 7 年 2 月 18 日に地球温暖化対策計画を改定し、2030 年度 46%削減、2035 年度 60%削減、2040 年度 73%削減、2050 年ネット・ゼロに至る直線的な経路を示した。併せて改定された政府実行計画では、政府全体で 2030 年度 50%削減、2035 年度 65%削減、2040 年度 79%削減を目標としている。本町の第 4 次計画は、町域全体の区域施策と町自らの事務事業を一体的に整理し、2030 年度までに重点的に取り組む施策と進捗管理の方法を明確にする。

2. 法的根拠と位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく地方公共団体実行計画であり、町域全体を対象とする区域施策編と、町が一事業者として実施する全ての事務及び事業を対象とする事務事業編を一体的に取りまとめるものである。環境省 FAQ では両編の統合策定は可能とされており、本計画では両編それぞれの必要事項を章・表・進行管理指標に明示して整理する。

- 区域施策編：町域の自然的・社会的条件に応じ、温室効果ガス排出量の削減、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー、公共交通・地域環境、循環型社会、吸収源、適応策を推進する計画。
- 事務事業編：町の全ての組織、施設、指定管理施設を対象に、エネルギー使用量、電力調達、公共施設、公用車、物品調達、廃棄物削減等を率先して進める計画。
- 地域脱炭素化促進事業：地域の合意形成、環境配慮、地域貢献を前提に、公共施設屋根、既存開発地、低未利用地等を中心に促進区域設定の可能性を検討する。
- 一体策定の確認：区域施策編で必要となる自然的・社会的条件、排出量推計、目標、施策、地域脱炭素化促進事業、実施体制・進捗管理を、本計画の第 4 章から第 12 章に配置する。
- 事務事業編の確認：対象範囲、対象ガス、温室効果ガスの総排出量、削減目標、目標達成に向けた措置、毎年度の点検及び公表を、第 4 章、第 8 章、第 10 章及び第 12 章に配置する。
- 意見聴取・公表：区域施策編を含む一体計画として、策定前に町民その他の利害関係者の意見を聴取し、策定後は毎年度の進捗状況を公表する。
- 脱炭素化推進事業との整合：事務事業編は、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じた率先的取組として、政府実行計画における温室効果ガス削減目標を踏まえた目標（第 8 章）と、再生可能エネルギー設備の整備、ZEB 基準相当への適合、省エネルギー化のための改修、LED 照明の導入、電動車の導入の各対策及びその定量的な目標（第 10 章）を明記する。

根拠：環境省「地方公共団体実行計画 概要・法的根拠」、地球温暖化対策推進法第 21 条、地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）。

3. これまでの計画の経緯

計画	期間・対象	主な内容
第 1 次計画	2011 年度から 2015 年度、町の事務事業	2009 年度を基準に、2015 年度までに町事務事業 CO2 を 5%以上削減。基準排出量は 5,072t-CO2。
第 2 次計画	2016 年度から 2020 年度、町域全体へ拡大	町域全体の区域施策編を含め、事務事業編を併記。 2020 年度の町全体目標は 2013 年度比 7.1%削減、町役場は 2014 年度比 6.1%削減。
第 3 次計画	2021 年 4 月から 2027 年 3 月、区域施策編・事務事業編	2013 年度を町域基準年度とし、2025 年度 24.1%削減、2030 年度 30.0%削減を設定。町事務事業は 2025 年度に 2014 年度比 40.1%削減。
第 4 次計画	2026 年度から 2030 年度、本計画	国・県の新目標、町ゼロカーボンシティ宣言、最新の自治体排出量カルテを踏まえ、2030 年度 46%削減と 2050 年実質ゼロへの道筋を明確化。

4. 計画の基本事項

項目	内容
計画期間	令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度まで。第 3 次計画の残期間は、本計画の施策体系に統合する。
基準年度	町域排出量は国・県との整合を図り、2013 年度とする。事務事業編は既存資料で確認可能な 2014 年度を暫定基準とし、庁内台帳整備後に 2013 年度相当を再整理する。
対象範囲	町域全体。事務事業編は町の全ての組織、出先機関、施設及び町が設置する指定管理施設を対象とする。
対象ガス	区域施策編の定量算定は、環境省自治体排出量カルテとの継続性を確保するため CO2 を中心に管理する。事務事業編は温対法第 2 条第 5 項に規定する 7 種類の温室効果ガスを確認対象とし、町の事務事業に該当する排出活動について算定する。当面は CO2、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボン類を中心に把握し、その他のガスについても排出活動の有無、算定対象及び対象外とする理由を記録する。
推進主体	町民、事業者、行政がそれぞれの役割を持ち、環境衛生課を事務局として全庁横断で進行管理する。
一体策定の整理	区域施策編と事務事業編を 1 つの計画として策定し、両編の必要事項を満たす章立て・指標・進捗管理表を配置する。
算定更新の扱い	排出係数、地球温暖化係数、自治体排出量カルテ等が更新された場合は、採用年度・係数・算定対象を記録し、必要に応じて中間見直しで補正する。

5. 温室効果ガス排出量の算定方法

町域排出量は、環境省が公表する自治体排出量カルテの Excel データを用いた。自治体排出量カルテは、区域施策編マニュアルの現況推計ツールとして位置づけられており、令和 8 年 3 月版では部門別 CO2 排出量の現況推計、自治体排出量カルテ、再エネ導入量等の活用が示されている。

本計画では、カルテのデータシート 1 から有田川町（団体コード 30366）の部門別値を抽出し、次の式で年度別の町域 CO2 排出量を算出した。

- 町域 CO2 排出量 = 産業部門 + 業務その他部門 + 家庭部門 + 運輸部門 + 廃棄物分野（一般廃棄物）
- 産業部門 = 製造業 + 建設業・鉱業 + 農林水産業
- 運輸部門 = 旅客自動車 + 貨物自動車 + 鉄道 + 船舶
- 2013 年度比削減率 = (1 - 各年度排出量 / 2013 年度排出量) × 100

なお、環境省が公表している最新版カルテで町域 CO2 排出量の現況推計が確認できるのは 2023 年度までである。令和 7 年度以降の排出量算定では、国の排出係数・地球温暖化係数の見直しを踏まえ、基礎排出係数（非化石電源調整済）又は調整後排出係数の扱いを確認し、採用した係数と算定方法を毎年度の進捗管理資料に明記する。

出典：環境省自治体排出量カルテ（30366_和歌山県_有田川町、Excel 最新版）及び第 3 次計画の算定方法記載。

6. 第 3 次計画期間の排出量実績と振り返り

年度	合計	産業	業務その他	家庭	運輸	廃棄物	2013 年度比削減率
2013	285.2	120.0	42.8	42.2	78.0	2.2	0.0%
2020	268.3	155.6	21.6	22.8	65.6	2.8	5.9%
2021	240.9	128.3	21.0	22.5	66.0	3.1	15.5%
2022	235.1	113.6	23.9	29.3	66.5	1.8	17.6%
2023	223.8	112.8	21.3	20.9	66.2	2.6	21.5%

単位：千 t-CO2。出典：環境省自治体排出量カルテ Excel から算定。

第 3 次計画策定時に確認された 2020 年度排出量は 268.3 千 t-CO2、2013 年度比 5.9%減であり、第 2 次計画目標 7.1%減には届いていなかった。その後、2021 年度から 2023 年度にかけて排出量は 240.9 千 t-CO2、235.1 千 t-CO2、223.8 千 t-CO2 と減少し、2023 年度の削減率は 21.5%となった。

一方で、第 3 次計画の 2025 年度短期目標である 2013 年度比 24.1%削減に相当する排出量は 216.5 千 t-CO2 である。2023 年度実績との差は 7.3 千 t-CO2 であり、2024 年度以降も削減基調の維持を目指す。

6.1 部門別の評価

部門	2013 年度	2023 年度	削減率	2023 年度構成比
産業部門	120.0	112.8	6.0%	50.4%
業務その他部門	42.8	21.3	50.2%	9.5%
家庭部門	42.2	20.9	50.5%	9.3%
運輸部門	78.0	66.2	15.1%	29.6%
廃棄物分野	2.2	2.6	-15.9%	1.2%

- 産業部門は 2023 年度の排出量の 50.4%を占め、町域全体の最大部門である。2013 年度比では 6.0%減にとどまり、2030 年度目標の達成には製造業、農林水産業、事業所電力の脱炭素化が重要である。
- 業務その他部門と家庭部門は、2023 年度時点で 2013 年度比約 50%減となっており、電力排出係数の改善や省エネの効果が表れている。ただし、電化が進むほど再エネ電力調達と断熱・高効率設備の重要性が高まる。
- 運輸部門は 2023 年度でも 29.6%を占める。道路交通への依存が高い町の構造を踏まえ、公共交通の維持、EV/PHV/低燃費車等の普及、エコドライブ、物流効率化を重点課題とする。
- 廃棄物分野は量としては小さいが、2013 年度比で増加している。ごみ分別の推進、資源化、生ごみ減量、剪定枝等の地域循環に継続して取り組む。

7. 再生可能エネルギーの状況

年度	設備容量	発電電力量	区域電気使用量	FIT/FIP 発電電力量の対電気使用量比
2016	28,690.9	49,549.1	150,768.4	32.9%
2019	51,804.5	80,059.6	136,105.0	58.8%
2021	53,727.0	82,526.9	135,351.8	61.0%
2023	56,079.2	90,659.8	130,271.2	69.6%
2024	56,402.8	91,049.9	130,271.2	69.9%

単位：設備容量 kW、発電電力量・電気使用量 MWh/年。出典：環境省自治体排出量カルテ Excel。

2024 年度の FIT/FIP 制度による再生可能エネルギー導入設備容量は 56,402.8kW、推計発電電力量は 91,049.9MWh/年である。区域の電気使用量に対する発電電力量の比率は 69.9%であり、町域の電力需要に対して相当規模の再エネ発電が導入されている。カルテ上の再エネ導入ポテンシャルは区域電気使用量の約 1,248.4%に相当し、地域との合意形成と環境配慮を前提に、自家消費型・地域共生型の導入余地が大きい。

8. 第 4 次計画の削減目標

町域の中期目標は、国の地球温暖化対策計画及び和歌山県の削減経路と整合させ、2030 年度に 2013 年度比 46%削減とする。さらに、町のゼロカーボンシティ宣言を実行計画上も明確化し、2035 年度 60%削減、2040 年度 73%削減、2050 年実質ゼロを長期目標として位置づける。

対象	基準年度排出量	2030 年度	2035 年度	2040 年度	2050 年
町域 CO2	285.2 千 t-CO2（2013 年度）	154.0 千 t-CO2（46%減）	114.1 千 t-CO2（60%減）	77.0 千 t-CO2（73%減）	実質ゼロ
町事務事業 CO2	6,685.4t-CO2（2014 年度、暫定）	3,276t-CO2 以下（暫定 51%減）	2,340t-CO2 以下（65%減）	1,404t-CO2 以下（79%減）	実質ゼロ

町事務事業編の削減目標は、政府実行計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）における温室効果ガス削減目標（2013 年度比で 2030 年度 50%削減、2035 年度 65%削減、2040 年度 79%削減）を踏まえ、これと同水準以上とする。現時点の算定根拠では、第 3 次計画及び既存報告書により検証可能な 2014 年度を暫定基準としているため、上表の目標は 2014 年度比（2030 年度 51%削減、2035 年度 65%削減、2040 年度 79%削減）で設定し、2030 年度は政府実行計画の 50%削減を上回る水準とする。令和 8 年度中に庁内のエネルギー使用量、電力契約、燃料、公用車、指定管理施設データを再整理して、2013 年度相当の比較可能性を確認し、必要に応じて基準年度と目標値を見直す。

9. 目標達成に向けた重点施策

9.1 町域全体の施策

部門	2030 年度までの重点施策	主な指標
産業	省エネ診断、設備更新、EMS、燃料転換、再エネ電力調達、農業用機械・施設園芸の高効率化、地域材・木質バイオマス利用の促進。	産業部門 CO2、事業所再エネ導入件数、省エネ診断活用件数
業務その他	ZEB 水準改修、LED 化、高効率空調・給湯、BEMS、再エネ電力メニューの活用、公共施設・民間施設の屋根置き太陽光（設置可能性を調査し、2030 年度までに設置可能な町有建築物・敷地の約 50%以上、2040 年度までに 100%への設置を目指す）。	業務その他 CO2、公共・民間施設太陽光導入量、ZEB 化検討件数
家庭	住宅断熱、ZEH、省エネ家電、住宅用太陽光・太陽熱補助、デコ活、熱中症対策を兼ねた住環境改善。	家庭部門 CO2、住宅用太陽光 10kW 未満設備容量、補助制度利用件数
運輸	EV/PHV/HEV 等の導入・利用促進、充電インフラ、公共交通維持、パークアンドライド、エコドライブ、物流効率化、観光交通の低炭素化。	運輸部門 CO2、EV 充電設備、公用車電動化率、公共交通利用促進施策
廃棄物	ごみ分別、資源化、生ごみ処理、剪定枝の地域循環、食品ロス削減、プラスチック削減。	一般廃棄物 CO2、可燃ごみ量、資源化率、補助制度利用件数

部門	2030 年度までの重点施策	主な指標
吸収源・適応	森林整備、紀州材利用、森林クレジット、農地管理、暑熱・豪雨・農業影響への適応策。	森林整備面積、紀州材活用件数、熱中症・防災関連施策

9.2 施策実施目標

指標	現況	2030 年度目標
町域 CO2 排出量	2023 年度 223.8 千 t-CO2	154.0 千 t-CO2 以下
再エネ発電電力量	2024 年度 91,049.9MWh/年	110,000MWh/年以上
FIT/FIP 発電電力量の対電気使用量比	2024 年度 69.9%	85%以上
10kW 未満太陽光設備容量	2024 年度 5,661.9kW	7,000kW 以上
公共施設 LED 化	庁内調査により 2026 年度把握	既存設備を含め、2030 年度までに 100%を目指す
代替可能な公用車の電動車率	庁内調査により 2026 年度把握	100%を目標とする（災害・特殊用途等は個別に扱う）
町事務事業 CO2 排出量	2020 年度 4,252.2t-CO2	3,276t-CO2 以下（暫定）
町事務事業電力の再エネ電力比率	庁内調査により 2026 年度把握	2030 年度までに 60%以上
新築・大規模改修公共施設の ZEB 検討	2026 年度以降、事業ごとに確認	今後予定する新築事業は原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当を目指す
事務事業編対象ガスの把握範囲	CO2 中心に把握済み、その他ガスは要整理	温対法上の 7 種類を確認対象とし、町に該当する CO2、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボン類等の排出活動を算定する。その他のガスは該当性及び対象外とする理由を記録

9.3 地域脱炭素化促進事業の方針

本町では、地域共生・地域裨益型の再生可能エネルギーを基本とし、自然公園、土砂災害リスク、景観、農地・森林保全、生活環境、温泉・水資源、文化財等への影響を十分に確認した上で導入を進める。第 4 次計画期間中は、直ちに一律の促進区域を指定するのではなく、環境配慮と地域合意の条件を整理しながら、次の区域を優先候補として調査する。

- 公共施設、学校、庁舎、避難所、上下水道施設等の屋根・駐車場・未利用スペース。
- 既に開発済み又は低未利用の町有地・民有地で、災害リスク及び自然環境影響が小さい区域。
- 農業施設、事業所、商業施設等の自家消費型太陽光及び蓄電池導入に適した区域。
- 小水力、木質バイオマス、太陽熱、地中熱等、地域資源を活かし地域経済に還元される事業。

促進区域を設定する場合は、和歌山県の環境配慮基準、関係法令、地元説明、災害時のレジリエンス、地域経済への貢献を確認し、町民・事業者との合意形成を経て、必要に応じて本計画に追補する。

10. 町事務事業編の取組

10.1 事務事業編における具体的な対策と定量的な目標

町は、地球温暖化対策計画において地方公共団体が「国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する」こととされていることを踏まえ、次の 5 つの対策を事務事業編の具体的な措置として位置づけ、政府実行計画に準じた定量的な目標とともに実施する。

区分	具体的な対策内容	定量的な目標（2030 年度まで）
① 再生可能エネルギー設備の整備	公共施設・公用施設の屋根、駐車場等における太陽光発電設備（建材一体型太陽光発電設備、ペロブスカイト太陽電池を含む）、小水力・バイオマス・太陽熱等の再生可能エネルギー設備、及びこれらに付随する蓄電池、自営線、EMS（エネルギーマネジメントシステム）等の整備。設置可能性を調査して進める。	設置可能な町有建築物・敷地の約 50%以上に太陽光発電設備を設置（2040 年度までに 100%）。町の事務事業で調達する電力の再エネ電力比率 60%以上。
② 公共施設・公用施設の ZEB 基準相当への適合	新築事業は ZEB 基準相当の省エネルギー性能を確保する。既存建築物の大規模改修でも、ZEB 基準相当への適合を目指して設計段階で検討する。	今後予定する新築事業は原則 ZEB Oriented 相当以上とし、新築建築物の平均で ZEB Ready 相当を目指す。
③ 省エネルギー化を図るための改修事業	公共施設・公用施設の改修及び設備更新に当たり、空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機、コージェネレーション設備（売電を主たる目的とする場合を除く）、BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）等を、建築物エネルギー消費性能基準（省エネルギー基準）に適合させる。空調・給湯設備及び全熱交換器は、二酸化炭素の排出削減効果が見込まれる高効率機器を選定する。	庁内エネルギー台帳により改修対象施設を特定し、令和 8 年度中に改修計画を整理する。改修・更新を行う施設は省エネルギー基準への適合を確保する。
④ LED 照明の導入のための改修事業	公共施設・公用施設の照明設備を LED 照明に改修する。	既存設備を含め、2030 年度までに LED 照明の導入率 100%。
⑤ 電動車の導入	公用車の新規導入・更新時に、用途、航続距離、積載、災害対応を確認の上、代替可能な車両について電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）又はハイブリッド自動車（HEV）を導入する。主として公用車に充電を行うための充電設備を庁舎、避難拠点、主要施設に計画的に整備する。	代替可能な公用車の電動車率 100%（災害・特殊用途等は個別に扱う）。

根拠：令和 8 年度地方債についての質疑応答集 Q24-2、政府実行計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）。上記の対策を実施する事業を地方債（脱炭素化推進事業債）の対象とする場合は、地方債同意等基準運用要綱に定める対象事業の要件を事業ごとに確認する。

10.2 分野別の取組

分野	取組
施設・設備	公共施設のエネルギー使用量を毎年度把握し、LED 化、高効率空調、高効率給湯、断熱改修、設備更新時には省エネ性能の確保に努める。今後予定する新築事業は原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当を目指す。既存建築物の大規模改修では ZEB 水準の省エネルギー性能確保を検討する。改修・設備更新を行う場合は、10.1 のとおり省エネルギー基準への適合を確保する。
電力	再エネ電力メニュー、非化石証書、PPA、屋根置き太陽光（設置可能性を調査し、2030 年度までに設置可能な町有建築物・敷地の約 50%以上、2040 年度までに 100%への設置を目指す）、蓄電池を組み合わせ、2030 年度までに町の事務事業で調達する電力の再エネ電力比率 60%以上を目指す。調達時は排出係数の低減効果と費用を併せて確認する。
公用車	新規導入・更新時は、用途、航続距離、積載、災害対応を確認し、代替可能な車両については EV、PHV、FCV 又は HEV の導入を進める。2030 年度までに代替可能な公用車の電動車率 100%を目標とし、充電設備についても庁舎、避難拠点、主要施設への計画的な整備を検討する。
職員行動	クールビズ・ウォームビズ、不要な照明の消灯、OA 機器の適正管理、エコドライブ、ペーパーレス、会議資料の電子化等に継続して取り組む。
調達・工事	グリーン購入、再生材、紀州材、リサイクル製品、低炭素資材の活用に努め、公共工事ではライフサイクル排出量の低減を検討する。
データ管理	施設別・エネルギー種別の台帳を整備し、電力排出係数の影響とエネルギー使用量そのものの削減を分けて評価する。指定管理施設についても、報告様式の共通化を可能な範囲で進め、令和 7 年度以降の排出係数の扱い、法定 7 種類の該当性及び算定対象範囲、算定対象の増減を注記する。
公表・意見聴取	区域施策編を含む一体計画として、策定前に町民その他の利害関係者の意見を聴取する。毎年度、温室効果ガスの総排出量、目標達成状況、措置の実施状況を公表し、中間見直しで施策を更新する。

11. 気候変動適応策

温室効果ガスの削減を進めても、すでに生じている気候変動影響への備えは不可欠である。本町では、有田みかんをはじめとする農業、豪雨・土砂災害、熱中症、生活インフラ、自然生態系への影響を重点分野とし、関係課と連携して適応策を推進する。

- 農業：高温・多雨による品質低下、病害虫、栽培適地の変化に関する情報提供、県・JA・研究機関との連携。
- 防災：線状降水帯、台風、土砂災害、浸水リスクを前提とした避難所機能、停電対策、再エネ・蓄電池の活用。
- 健康：熱中症警戒情報、クーリングシェルター、学校・高齢者施設での暑熱対策、住宅断熱の普及。
- 自然・森林：森林整備、河川流域保全、獣害・病害虫の変化把握、生態系への影響の継続確認。

12. 推進体制と進行管理

本計画の実効性を確保するため、環境衛生課を事務局とし、庁内関係課、指定管理者、町民、事業者、地域団体と連携する。進行管理は PDCA により行い、毎年度、町域排出量、事務事業排出量、再エネ導入量、主要施策の

進捗を確認し、町ホームページ等で公表する。区域施策編を含む一体計画として、策定時及び中間見直し時には町民その他の利害関係者の意見を聴取し、反映状況を整理する。

1. Plan：年度当初に施策、予算、担当課、指標を確認する。
2. Do：補助制度、公共施設対策、啓発、事業者連携、データ収集を実施する。
3. Check：環境省カルテ、公表統計、庁内エネルギー台帳により進捗を評価する。
4. Action：目標との差、制度変更、技術進展、災害・社会情勢を踏まえ、施策と指標を見直す。

管理項目	確認頻度	公表・見直し
町域 CO2 排出量	環境省カルテ更新時	最新年度を反映し、目標との差を公表
町事務事業 CO2 排出量	毎年度	施設別・エネルギー別に集計し、排出係数影響を注記
再エネ導入量	毎年度	FIT/FIP、自家消費型、公共施設導入量を整理
施策実施目標	毎年度	補助、公共施設、交通、廃棄物、森林、適応策の KPI を確認
事務事業編の対策別目標（10.1 の①〜⑤）	毎年度	再エネ設備の設置率、ZEB 化・省エネ改修の実施状況、LED 化率、電動車率を確認し、公表する
計画見直し	中間見直し：2028 年度、最終評価：2030 年度	国・県計画、法改正、排出実績に応じて改定
事務事業編対象ガス・係数	毎年度	法定 7 種類の該当性及び算定対象範囲、排出係数、算定対象施設の増減を記録し、比較可能な実績を併記
住民等意見聴取	策定時・中間見直し時	区域施策編を含む一体計画として意見募集又は意見聴取を実施し、反映状況を整理する

参考資料 1 算定結果詳細

年度	産業	業務その他	家庭	運輸	廃棄物	合計	削減率
2009	128.7	27.8	29.3	80.2	2.2	268.1	6.0%
2013	120.0	42.8	42.2	78.0	2.2	285.2	0.0%
2020	155.6	21.6	22.8	65.6	2.8	268.3	5.9%
2021	128.3	21.0	22.5	66.0	3.1	240.9	15.5%
2022	113.6	23.9	29.3	66.5	1.8	235.1	17.6%
2023	112.8	21.3	20.9	66.2	2.6	223.8	21.5%

参考資料 2 第 4 次計画の主な参考資料

資料	所在	使途
有田川町 地球温暖化対策掲載ページ	有田川町 HP/PDF	既存計画の位置づけ、掲載資料、担当課の確認
第 1 次有田川町地球温暖化対策実行計画	有田川町 HP/PDF	第 1 次計画の対象、基準年度、削減目標の確認
第 2 次有田川町地球温暖化対策実行計画	有田川町 HP/PDF	第 2 次計画の町域拡大、森林吸収源、適応策、事務事業編の確認
第 3 次有田川町地球温暖化対策実行計画	有田川町 HP/PDF	第 3 次計画の対象、計画期間、算定方法、削減目標の確認
第 3 次計画資料 2 役場 CO2 排出量報告書	有田川町 HP/PDF	町事務事業編の基準排出量、令和 2 年度実績、排出係数影響の確認
有田川町ゼロカーボンシティ宣言	有田川町 HP/PDF	2050 年二酸化炭素排出実質ゼロの町方針確認
環境省 自治体排出量カルテ	環境省・区域施策編	町域 CO2 排出量、特定事業所、再エネ導入量・ポテンシャルの公表元
有田川町 自治体排出量カルテ Excel	環境省・区域施策編	本計画の年度別・部門別 CO2 排出量算定の直接データ
環境省 地方公共団体実行計画 概要・法的根拠	環境省 HP	温対法第 21 条、区域施策編、事務事業編、促進区域制度の確認
環境省 地球温暖化対策計画 令和 7 年 2 月 18 日閣議決定	環境省 HP	国の 2035 年度 60%削減、2040 年度 73%削減、2050 年ネット・ゼロ方針の確認
第 6 次和歌山県環境基本計画	和歌山県 PDF	県の 2030 年度 46%、2035 年度 60%、2040 年度 73%、県事務事業目標の確認
環境省 区域施策編マニュアル・ツール・参考資料（令和 8 年 3 月版）	環境省・区域施策編	区域施策編の構成、現況推計、目標、施策、地域脱炭素化促進事業、PDCA の確認

資料	所在	使途
環境省 事務事業編マニュアル・ツール・参考資料（令和 8 年 3 月版）	環境省・事務事業編	事務事業編の対象範囲、対象ガス、算定、削減目標、措置、毎年度公表の確認
政府実行計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）	環境省 PDF	事務事業編の 2030 年度 50%、2035 年度 65%、2040 年度 79%削減、再エネ電力、LED、公用車等の確認
令和 8 年度地方債についての質疑応答集（令和 8 年 4 月 1 日付地方債課事務連絡）Q24-2	総務省 自治財政局地方債課	事務事業編に記載すべき具体的な対策内容と定量的な目標（脱炭素化推進事業）の確認